

令和 8 年度 旭川市立神居中学校 部活動に係る方針

令和 8 年 4 月改訂

1 策定の趣旨等

本校は学校教育目標等を踏まえ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づいて、「旭川市立神居中学校の部活動に係る方針」を策定した。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮していくこととする。

また、教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとしていく。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

【運動部】

- | | |
|------------|------------|
| ①野球部 | ②卓球部 |
| ③バレーボール部 | ④女子ソフトテニス部 |
| ⑤男子ソフトテニス部 | |

【文化部】

- | | |
|--------|------|
| ①吹奏楽部 | ②美術部 |
| ③パソコン部 | |

(2) 部活動に係る相談・要望の窓口

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を次のように設置する。

【連絡先】

〒070-8014 旭川市神居 4 条 5 丁目 1－8
TEL 0166-61-7261 FAX 0166-61-7262
担当 教頭 谷口 義高

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教師の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議)を定期的に設ける。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)の根絶を徹底する。

4 適切な休養日の設定

(1) 休養日の設定

①学期中

- ・学期中の休養日については、週当たり2日以上休養日を設ける。
- ・休養日については、朝練習も中止とする。
- ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
なお、吹奏楽部については、学校祭、研究大会、地域行事への参加も大会と同様の扱いとする。
- ・活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

※上記でいう大会とは、各部活動が登録している中体連、各競技団体(協会・連盟等)が主催するものとする。

②長期休業中及び連休

- ・学期中に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・土日を挟まない祝祭日の扱いは、その週の土日・祝祭日のいずれか1日を含む週2日の部活動休養日を設ける。

③試験等への対応

- ・定期テストの3日前から部活動休養日とする。
- ・学力テストの少なくとも1日前からは部活動休養日とする。
- ・テスト期間前の部活動の中止は、土日を含む週2日の部活動休養日とすることができる。

④その他

- ・長期休業期間中の学校閉庁日は、休養日とする。

(2) 活動時間の設定

【1日の活動時間】

- ・平日は、長くとも2時間程度とする。
- ・学校の休業日及び休日は3時間程度とする。
- ・活動場所で測定した暑さ指数(WBGT) 31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

【週当たりの活動時間】

- ・11時間程度の範囲内を原則とする。

5 指導上の配慮事項

- (1) 生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、部活動顧問や部活動指導員及び外部指導者は、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- (2) 生徒がバーンアウトすることなく、記録や技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 気象庁からの警報(高温注意、暴風雪、大雨、大雪、落雷等)のほか、学校安全に関わる情報があるときには、原則として活動を行わない。
- (4) 体罰及び不適切な行為等を厳に戒め、自校のコンプライアンス規定を遵守する。